

農地利用調整等円滑化総合支援事業のうち 特定法人等農地利用調整緊急支援事業（新規）

1. 趣 旨

望ましい農業構造の確立のためには、担い手の育成とこれら担い手への農用地の利用集積を早急に進めるとともに、併せて遊休農地を解消し優良農地を確保することが緊急の課題となっている。

遊休農地を取り巻く情勢としては、

- ① 10月末に公表された2005年農業センサスにおいて耕作放棄地面積が38万5千haと前回調査に比べ12.3%増加したこと、
- ② 改正農業経営基盤強化促進法等の施行により、遊休農地対策の制度的な措置が強化されたこと、
- ③ 耕作放棄地対策PTが省内に設置され、耕作放棄地の大幅縮減に向けた取組がスタートしたこと等

その発生防止・解消に向けた取組を加速化する必要があるため、遊休農地の解消等に有効な手段のひとつである特定法人貸付事業による企業等の参入の円滑かつ積極的な推進や地域の農業法人の育成に向けた農地の利用調整活動の支援を行うことにより、遊休農地の解消、農地の有効利用の促進を図る。

2. 事業内容

参入希望のある特定法人及び農業法人に関する情報収集活動（全国）

3. 事業実施主体 全国農業会議所

4. 事業実施期間 平成18年から平成22年度まで

5. 補助率 定額

6. 平成18年度概算決定額 20,000（0）千円

【経営局 構造改善課】